

信用保証協会の役割と問題点

赤 松 英 二

“Roles and Problems” of The Credit Guarantee Association.

Eiji AKAMATSU

ABSTRACT

After the World War II, the “Credit Guarantee Association” has contributed financing for small and medium-sized enterprises (SME) in Japan.

But in recent years, the Association has been exposed to serious problems.

It has a huge deficit, in the hundreds of billions of yen, due to payments of SME, and labor costs for executives who came from local government authorities.

There are four reform measures necessary to restore the Association’s health ; (1) restraining payments instead of SME ; (2) prohibiting local bureaucrats from employing cronies ; (3) establishing banking agency morals, and (4) reforming the legal structure of Association’s system.

These reform measures are indispensable to the futures of both the SME and the Japanese economy.

1. はじめに

信用保証協会とは、信用保証協会法に基づいて設立された公的機関であり、1937年東京都に設立された社団法人東京信用保証協会に始まり、現在では47都道府県及び横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市、大阪市の各市を単位として5協会、合わせて52協会が設けられている。

「信用保証協会は、地域内の中小企業が金融機関から事業資金を借り入れる際に、その債務を保証し、金融の円滑化を図り、中小企業の健全な育成発展を支援することを目的として設置される公的機関である」と信用保証協会法に明記されている。また、かつては中小企業金融保証業務を独占的に行うことができるとの記述もあり^{*1}、政府の経済政策の一角を担う重要な機関であることが分かる。しかし、信用保証協会は一般の人々にとっ

てはなじみが薄く、その存在さえ知らなかったとの声もあり、世間にほとんど認知されていない。

今回の論文で、世間に馴染みの薄い信用保証協会をテーマに選んだ理由はまさしくその点に集約される。人々の知らない所で信用保証協会を中心としてどのようなことが行われ、その結果どのような問題が生じているのかその実態を明らかにしたいとの思いから今回のテーマに『信用保証協会』を選んだ次第である。

2. 信用保証協会の社会的役割

2. 1 信用保証協会の目的

信用保証協会は、信用保証協会法という特別法により設立され、「①事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、②企業の信用を創造し、信用保証を通じて、金融の円滑化に務めるとともに、③相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、④

2006年10月20日受付、2006年12月1日最終受付
赤松英二 四国大学大学院経営情報学研究科博士後期課程在学中
Eiji AKAMATSU, Nonmember (Graduate School of Management and Information Science, Shikoku Univ., Tokushima, 771-1192 Japan).
四国大学経営情報研究所年報 No.12 pp.29-40 2006年12月

もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。」ことを基本理念に掲げる公的機関である。

我が国では、中小企業庁の統計によると約470万の中小企業が存在するが（2004年度）、これは国内企業の99.7%を占めており、勤務者数も全労働者数の79.9%にも上り、中小企業は日本経済の礎となっている。そのような中、信用保証協会を中心として中小企業金融の円滑化が図られてきた。

日本では信用保証制度をより充実させるために、①信用保証協会が金融機関に対して、中小企業の債務を保証する「信用保証」機能と、②これを国の出資による『中小企業金融公庫』が再保険する「信用保険」機能を、一体化した制度として運営している^{*2}のであるが、ここに大きな問題が潜んでおり、それが見えないところで我々国民に負担を生じさせている。この問題については、後で説明を行うのでここでは省略する。

前に述べた①と②のシステムを合わせて「信用補完制度」と呼んでおり、本制度の関係を図に表すと次のようになる。

2. 2 信用保証協会の社会貢献

我が国に信用保証協会が設立されたのは、第二

次大戦前、1937年の東京信用保証協会が最初であることは前述したとおりであるが、1930年代は世界大恐慌^{*3}の影響により、日本でも経済界、金融界は深刻な不況に陥っていた。とりわけ中小企業は、景気変動の影響を直接に受け、また、経営の支えとなる金融は金融機関の資金量の不足、金融コスト高に加えて、信用力の弱さのため資金調達難の状況にあった。このような中で信用保証協会は、中小企業の金融に一定の役割を果たしてきた。

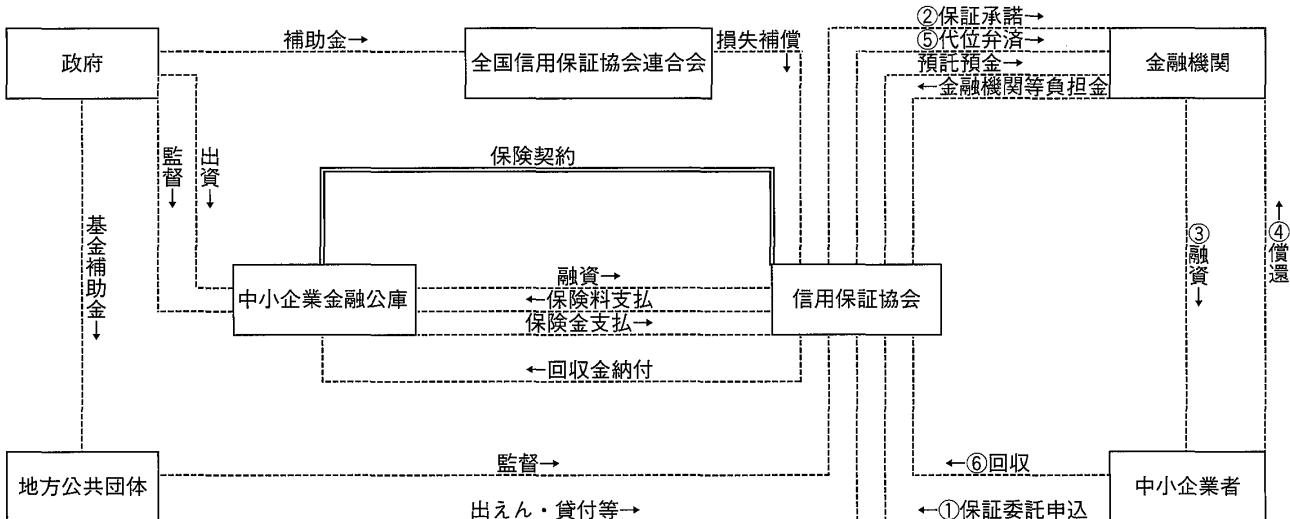
第二次大戦後には、焦土と化した日本で中小企業に希望の光を与え、朝鮮戦争による特需と共に国土復興の牽引役を担ってきた。

高度経済成長期には、拡大する事業に対応できるよう事業資金提供を保証し、日本の経済成長ひいては日本国民の経済発展に大きく貢献をしてきた。この時期、信用保証協会により助けられ、その後、大きく発展した企業も多い^{*4}。

高度成長期の後、平成バブル不況の中で金融機関破綻や貸し渋り問題が発生した時にも、信用保証協会は多くの中小企業を援助してきた。

このように信用保証協会は、日本の中小企業に多くの支援をしてきており、その影響は計り知れない。信用保証協会の社会的役割は、一概に数値で計ることはできないが、なんらかの方法で説明

図表1 信用補完制度の仕組み



（出所：信用保証協会連合会ウェブページ）

する必要がある。そこで今回、信用保証協会の実績を検証するために、保証付融資の金額と中小企業向け融資の金額を対比する方法を採用することとした。次の図表2を見てもらえば、お分かりになるであろう。

図表2に示したように、信用保証協会は我が国の中小企業金融に相当な役割を果たしており、今後も今以上の貢献を期待する声もある。

また、我が国の中小企業数は2004年度は約470万であり、その内187万の中小企業が保証付融資を受けており全国の中小企業の39.8%が現在保証協会を利用している^{*5}ことになる。利用経験企業を加えると利用率はもっと上昇することが予想され、いかに中小企業と密接に結びついているかが窺われよう。

また、近年長く続いたバブル不況において、金融機関が不良債権処理のため貸し渋りを行った際に、事業資金が枯渇した中小企業に対し金融安定化特別保証^{*6}を創設したり、中小企業の直接金融を保証する制度^{*7}を設立する等信用保証協会は金融円滑化機能を担ってきた。

図表2 中小企業向け融資残高と保証付融資

単位：兆円

年度	金融機関 貸付残高	保証承諾		保証付貸付残高		保証割合 (%)
		件数	金額	件数	金額	
1993	346.9	1,538,337	15.1	3,199,301	26.2	7.6
1994	352.8	1,491,157	14.7	3,441,001	27.5	7.8
1995	355.2	1,554,418	15.4	3,620,512	28.6	8.1
1996	352.4	1,562,514	15.2	3,789,779	29.2	8.3
1997	347.8	1,607,959	16.1	3,928,782	29.6	8.5
1998	339.1	2,235,638	22.4	4,459,155	42.0	12.4
1999	317.5	1,669,584	16.7	4,701,372	43.0	13.5
2000	321.5	1,631,783	16.3	4,694,217	41.5	12.9
2001	301.1	1,301,184	13.0	4,565,987	37.0	12.3
2002	271.5	1,320,510	13.2	4,386,362	33.2	12.2
2003	258.4	1,382,701	13.8	3,944,998	31.1	12.0
2004	258.0	1,229,488	13.2	3,737,942	29.7	11.5
2005	292.1	1,140,009	13.0	3,489,022	28.8	9.9

(出所：日本銀行年次統計及び信用保証協会連合会年次統計)

3. 信用保証協会の問題点

前章において信用保証協会が中小企業の金融円滑化に貢献していたことを説明したが、本章では信用保証協会に係る様々な問題を明らかにする。

3. 1 代位弁済の増加

これまでの歴史の中において信用保証協会のおかげで倒産の危機から抜け出せた企業もかなりの数に上っているであろう。しかし、保証付融資が焦げ付き代位弁済に至った案件は近年、確実に増加しており（図表3参照）、信用保証制度の存続を危ぶむ声があることも事実である。

信用保証協会が保証を行う場合、中小企業金融公庫に保険をかけており、保証先企業が倒産した場合には公庫に保険金を請求し、貸付金額の70%～90%に相当する保険金を受け取り、残りを保証協会が負担する仕組みとなっている（図表1参照）。この信用保険制度において保証協会が公庫に支払う保険料は、融資額の0.15%～1.59%に相当する額である（保証協会が中小企業から受け

取る保証料は融資額の0.5%～2.2%に相当する額)^{*8}。代位弁済率が一定の基準を超えてしまうとこの保険制度は成立しないことになるのであるが、近年では図表3に示す通り代位弁済は増加しており、それによって信用保証協会および公庫の収支状況は極めて悪化している(図表4-1, 4-2参照)。

信用保証協会の代位弁済率(付保代弁率)は図表3に示したように近年増加しており、2003年度の信用保証制度の収支状況(図表4-2参照)は4,030億円の赤字^{*9}であり、また信用保険制度の収支(図表4-1参照)も毎年赤字であり、国会でも信用補完制度の構造改革が抜本的に必要であると議論されている。

図表3 中小企業倒産負債総額と信用保証協会の代位弁済

単位：兆円

年度	倒産件数	負債総額	代弁済件数	代弁済額	保証残高	保付代弁率	倒産代弁率
1993	14,440	4.7	36,387	0.4	26.2	1.5	8.5
1994	13,965	4.1	41,337	0.4	27.5	1.5	9.8
1995	14,970	4.7	44,687	0.4	28.6	1.4	8.5
1996	14,731	5.0	47,521	0.4	29.2	1.4	8.0
1997	16,293	5.8	52,395	0.5	29.6	1.7	8.6
1998	18,749	6.8	71,705	0.7	42.0	1.7	10.3
1999	15,135	8.1	76,371	0.8	43.0	1.9	9.9
2000	18,497	6.6	104,759	1.1	41.5	2.7	16.7
2001	18,819	7.3	126,194	1.2	37.0	3.2	16.4
2002	18,687	7.8	138,488	1.3	33.2	3.9	16.7
2003	15,877	5.8	119,930	1.0	31.1	3.2	17.2
2004	13,392	5.4	97,422	0.8	29.7	2.7	14.8
2005	12,755	4.7	80,369	0.7	28.8	2.4	14.9

保付代弁率：代位弁済額÷保証残高

倒産代弁率：代位弁済額÷負債総額

(出所：各年度『中小企業白書』および信用保証協会連合会年次統計)

図表4-1 信用保険制度の収支状況

単位：億円

年度	保険料収入	回収額	保険支払額	収支差額
1997	1,158	1,255	2,908	-495
1998	1,160	1,332	3,300	-808
1999	1,422	1,477	4,799	-1,900
2000	1,460	1,702	5,285	-2,123
2001	1,419	1,830	7,771	-4,522
2002	1,369	1,973	9,161	-5,819
2003	1,257	2,149	9,490	-6,084
2004	1,477	2,190	6,227	-2,560
2005	1,528	2,049	5,253	-1,676

(出所：中小企業金融公庫決算書)

図表4-2 信用保証制度の収支状況

単位：億円

年度	保証料収入	回収額	代位弁済額	収支差額
1997	2,571	1,964	4,987	-452
1998	2,846	2,218	6,983	-1,919
1999	3,462	2,516	8,010	-2,032
2000	3,405	2,662	10,733	-4,666
2001	3,204	2,779	12,350	-6,367
2002	2,945	3,085	12,604	-6,574
2003	2,952	3,235	10,217	-4,030

(出所：中小企業金融公庫ウェブページ)

しかし、信用保険を担当する公的機関は元々1958年に設立された中小企業信用保険公庫であったのであるが、収支悪化に伴い1999年に中小企業総合事業団に統合された。さらに2004年に事業団の信用保険部門が中小企業金融公庫に移管され現在に至ったという経緯があり、政府が音頭をとってきた行政構造改革が適正に行われなかつたことを浮き彫りにしている。公庫および保証協会の赤字は、公的資金によって穴埋めされており、国民の知らないところでひっそりと莫大な額の税金が使われているのが現実である。

現在、政府系金融機関の統廃合問題が政府内で議論され、中小企業向け金融機関の一本化が行われようとしている^{*10}が、中小企業政策の二本柱の一本である信用保証制度についても、全国版新聞紙に信用保証協会の収支状況を発表するなどして国民に信用保証制度の問題点を公表し、公の場でその存在意義をもっと議論すべきである。

3. 2 金融機関のモラルハザード

2005年度の都市銀行の経常利益は史上最高額となり金融危機は過去の出来事と称され、政府は自らの金融政策のおかげであると声高らかに謳っている。しかし現実はどうなのであろうか、図表5をみてもらえれば、金融機関の復活のからくりがみえてくるであろう。

次頁図表5は、金融機関のリスク債権の推移と信用保証協会の不良債権（求償権と呼ばれ、実質

的には破綻先企業への債権）の推移である。金融機関のリスク債権は2001年度を山に近年、減少傾向にある。一方、信用保証協会の不良債権は、毎年確実に増加しているのが分かるであろう。この両者には何かしら因果関係が感じられるのは筆者だけであろうか。信用保証協会の代位弁済額から回収額を差し引いた分だけ求償権は増えていく理屈であるが、求償権を減少させるためには代位弁済を抑制するか回収金を増やすことが考えられる。破綻先の中小企業から回収することは非常に困難であることから、信用保証協会の不良債権を抑制する方法として合理的と考えられるのは代位弁済を押さえることであろう。しかし、ここで金融機関のモラルが大きく係わってくる。

通常、信用保証協会の保証割合は100%であり、保証協会の保証がつけられれば、融資を行う金融機関は回収不能リスクがなくなり、金融機関の自己資本比率の上昇につながる。そこで、①適切な審査もしないまま信用保証協会に融資案件を丸投げし金利の利ざやを稼いだり、②優良企業はプロパー融資で行い不良企業は保証付融資で行うといった金融機関もでてくる。このような不徳な金融機関にとって信用保証協会は、便利な魔法の公的機関なのである。このことは、貸し渋り対策で信用保証協会が1998年～2001年にかけて緊急特別保証融資枠を設け、10兆円の保証残高が増加したにもかかわらず、金融機関の中小企業向け融資が増加していないことからも推測される^{*11}。ここに

図表5 金融機関の不良債権（リスク債権）と信用保証協会の求償権残高の状況

単位：兆円

年度	リスク債権額	代位弁済額	求償権額	回収金額
1993	13.6	0.4	1.7	0.1
1994	12.5	0.4	2.0	0.2
1995	28.5	0.4	2.2	0.2
1996	21.8	0.4	2.4	0.2
1997	29.8	0.5	2.8	0.2
1998	29.6	0.7	3.2	0.2
1999	30.4	0.8	3.8	0.3
2000	32.5	1.1	4.6	0.3
2001	42.0	1.2	5.5	0.3
2002	34.8	1.3	6.5	0.3
2003	26.2	1.0	7.1	0.3
2004	17.5	0.8	7.6	0.3
2005	13.1	0.7	8.0	0.3

*但し、2005年度の求償権額は公表していないので、筆者による推測値である。

(2004年度求償権残高に2005年度代位弁済額を加えた額から2005年度回収額を引いたもの)

(出所：金融庁年次統計および信用保証協会連合会年次統計)

保証協会の金融機関支援のための公的資金提供機関としての隠れた機能が見られる。金融機関は、自らのリスクを堂々と信用保証協会や中小企業金融公庫に転嫁しているのである。日本の金融機関には審査能力がないと言われ続け数十年が経つが、一向に改善しないのは、信用保証協会への甘えが指摘されており、金融機関の成長のためにも保証率の改定（部分保証の導入）が必要である¹²。

3. 3 信用保証協会と天下り

現在、信用保証協会は全都道府県と横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市、大阪市の52カ所に設置されており、組織運営等に関する規定は信用保証協会法と呼ばれる特別法によって定められている。保証協会は行政機関たる中小企業庁・金融庁によって指導監督を受ける特殊法人とされている。しかし実際には、各都道府県監督の下に日々の業務が遂行されており、都道府県等の地方行政機関と太いパイプで繋がっている。

それゆえ保証協会の役員である会長、副会長、専務理事、常務理事等は、都道府県など地方行政

機関で一定の地位にまで登りつめた人材で占められており、その数値は90%を超えており（図表6-1参照）。昨日まで副知事や商工部長であった者がいきなり信用保証協会のトップに就任することは、当たり前のことなのである。また、図表6-3で示すとおり信用保証協会の役員報酬等は一人当たり数千万円にも上り、役員への支払だけでも年間約30億円となっている（図表6-4参照）。

図表4-2に示したとおり保証協会は毎年莫大

図表6 信用保証協会の役員数

年度	支所数	出張所数	役員数
1997	152	5	223
1998	152	5	223
1999	151	5	235
2000	152	0	235
2001	153	0	237
2002	152	0	238
2003	149	0	238
2004	149	0	237

(出所：江口『信用保証』)

な赤字を出しておきながら、保証協会の役員たちは多額の報酬を得続けている。その姿勢は、まさしく世間の常識から逸脱した役人思考そのものであり、信用保証協会にも至急構造改革のメスを入れなければならない。

図表6-1 信用保証協会会長の天下りの状況（平成18年7月1日）

元の役職	人 数	比 率
県副知事	7	13.46
県出納長	16	30.77
県商工部長	5	9.62
県他の部長	15	28.85
市助役	1	1.92
市収入役	2	3.85
市商工部長	1	1.92
市他の部長	1	1.92
銀行役員	2	4.44
商工会役員	1	1.92
不明	1	1.92
合計	52	100.00

(出所：各地方公共団体ウェブページおよび聞き取り調査)

現在、国政レベルでは役人の天下りの問題が大きく取りざたされ、天下りを禁止する動きが急速に進んでいるが、地方レベルでは天下りはまだまだ根強く残っている。前内閣総理大臣の発言で、「監督する側の者が、監督される側へ天下りすることは、不適切な問題の温床となる虞があり、決して許されない。」とはっきりと天下りを否定したにも係わらず、地方レベルでは依然として天下りが続けられているのが現実なのである。

しかし、多くの国民にこの事実は知らされていない。天下り先には行政からの贈り物がつきものであるのだが、信用保証協会も多くの資金を国や地方公共団体から受けており^{*13}、2004年3月末の時点での基本財産出資総額（ストック）が1兆3,445億円となっている。それに加えて、毎年数百億円ものフローの公的資金が信用保証協会に流れている。これについては図表7を参照していただきたい。

また天下りには、特定関係者への利益提供もつきものであり、信用保証協会でも役員の近親者などへの特別待遇が行われており、一般の中小企業者との公平性が阻害され、法の下の平等の原則に

図表6-2 保証協会の役員報酬及び役員退任慰労金規定（保証協会連合会ウェブページ参照）

①俸給月額 単位：万円

副会長	45
専務理事	83
常務理事	73
監事	35

*会長についての規定は明記されていない。

②賞与（年2回支給の1回分）

副会長	俸給月額×5.9×0.5
専務理事	（俸給月額+調整手当）×1.2×5.9×0.5
常務理事	（俸給月額+調整手当）×1.2×5.9×0.5

*会長についての規定は明記されていない。

*監事については賞与を支給していない。

*調整手当=俸給月額×0.13

③役員退任慰労金

常勤役員	在任月数×俸給月額×0.3
非常勤役員	在任年数×10万円

図表 6-3 役員にかかる人件費の計算

事例①

副会長が 2 年間信用保証協会に勤務した場合の役員報酬等について

①俸給月額総額	45万円×24ヶ月=1,080万円
②賞与総額	45万円×5.9×0.5×4回=531万円
③役員退任慰労金	24ヶ月×45万円×0.3=324万円
支給総額	1,935万円
	一年当たり 967万5000円

事例②

専務理事が 2 年間信用保証協会に勤務した場合の役員報酬等について

①俸給月額総額	83万円×24ヶ月=1,992万円
②賞与総額	(83万円×1.13)×1.2×5.9×0.5×4回=1,328万664円
③役員退任慰労金	24ヶ月×83万円×0.3=597万6000円
支給総額	3,917万6664円
	一年当たり 1,958万8332円

事例③

常務理事が 2 年間信用保証協会に勤務した場合の役員報酬等について

①俸給月額総額	73万円×24ヶ月=1,752万円
②賞与総額	(73万円×1.13)×1.2×5.9×0.5×4回=1,168万584円
③役員退任慰労金	24ヶ月×73万円×0.3=525万6000円
支給総額	3,445万6584円
	一年当たり 1,722万8292円

事例④

監事が 2 年間信用保証協会に勤務した場合の役員報酬等について

①俸給月額総額	35万円×24ヶ月=840万円
②役員退任慰労金	24ヶ月×35万円×0.3=252万円
支給総額	1,092万円
	一年当たり 546万円

図表 6-4 年間の役員への人件費等の支払総額

各協会に会長（副会長と同額とみる）、専務理事、常務理事、監事が 1 名ずつ勤務していると仮定し、全 52 協会で一年間にどのくらいの金額が役員に流れているか計算する。

⑤ 1 協会での役員支給額	5,195万1624円	（事例①～④を加算）
⑥ 全 52 協会役員支給額	27億148万4448円	（⑤×52）
＊⑥には非常勤役員への支給額は含まれていない。		
＊実際の常勤役員数は、仮説の 208 人よりも 29 人多く、再計算が必要。		
実際には、30 億円を超えると予想される（⑥×237÷208 で計算）。		
⑦ 27億148万4448円×237÷208=30億7,813万3772円		

も反している。このような理不尽をなくすために
も一刻も早く地方行政機関の天下りを禁止しなけ
ればならない。

4. 信用保証協会の未来への提言

第 2 章では信用保証協会の社会貢献について論

図表7 地方公共団体の信用保証協会への財政援助

単位：億円

年度	出えん金	事務補助金	損失補償補填金
1997	46	17	158
1998	246	21	235
1999	115	22	391
2000	58	21	373
2001	17	22	407
2002	13	2	444
2003	15	5	395

(出所：中小企業金融公庫ウェブページ)

じ、第3章では信用保証協会の問題点について論じてきた。この第4章ではそれらを踏まえて、これから信用保証協会の歩むべき未来像について論じていく。

4. 1 代位弁済の抑制

信用保証協会が戦後の中小企業金融に大いなる貢献をしてきたことは評価されるべきであるが、反面多額の代位弁済を行い、最終的にそれが国民の税金で穴埋めされてきたことも事実である。保証協会が中小企業政策機関としての一役を担う以上は、一定の代位弁済が発生することはやむを得ないことではあるが、信用保証制度のシステムそのものを破壊してしまうほど多額の代位弁済を発生させてしまうことは、本末転倒である。システムそのものを破綻させてしまったら、本来の目的である金融円滑化どころか、国民の税金を食い尽くすお荷物とレッテルを貼られ、存続すら否定されてしまう。そのような最悪の状況から抜け出すためには、保証協会の信用調査を適格に遂行し、明らかに破綻ないし破綻の恐れのある案件については、毅然とした態度で対応しなければならない。

のために協会職員は、経営者の経営態度、経営方針を適格に把握しなければならない。

中小企業においては、経営者の能力が企業の業績に大きく作用することから、財務分析だけでは企業の信用力を計ることはできない。そこで信用保証協会では、経営者の能力についても調査を行

い信用調査に反映させなければならない。金融機関の信用調査では、リスクを第一に考慮し、融資を安全に行えるかを判断基準としているのに対し、信用保証協会の信用調査では、物的な能力にとどまらず、事業の将来性、特に企業経営力、信頼性といった、総合的信用力の調査に重点がおかれており。そのため信用調査書では初めに経営者的人物評調査を行うこととしている（図表8参照）。この点が営利企業たる金融機関と公共機関たる信用保証協会の信用調査の大きな違いであり、信用調査は信用保証協会の中で最も難しい判断業務である。

図表8 信用保証書

信用調査書						
被保証人	性格		経営手腕		世評	健康
	人物	評	積極性	信頼性		
業 業 能 能	収益性	高い・やや高い・普通・低い・なし	経 営 諸 比 率	良 普通 不良	純利益 = % 売上高 = % 負債 = % 自己資金 = % 流動資産 = % 流動負債 = % 売り上げ = % 在庫商品 = %	良 普通 不良
	健全性	安定・やや安定・不安定				
	支払能力	立地条件 （備考）	良・普通・不可	業界地位 （備考）		
資金使 途明細	資金使 途明細	年月日	年月日	返済計 画明細	実地調査 面接 書面調査 電話	
	調査方法					
	担当者					

(出所：江口『信用保証』)

現在、信用保証協会の職員の中には充分な保証審査能力を持っているとはいきれない者もあり、保証付融資を夜逃げ資金とされたり、選挙資金とされたり、愛人手当とされたりすることも少なくないと聞く。国民の税金を無駄に使うことのないように、もっと自分たちの業務の重要性を認識し、能力向上に励むべきである。これからは協会役員、協会職員のモラル向上が求められる。また保証協会の役職員が、不適切な業務遂行により国民に損害を与えた場合には、損害賠償責任を負わす旨を法律によって明記すべきである。

4. 2 金融機関のモラル確立

日本では中小企業金融における信用保証協会の役割は大きく、今や欠かせない存在となっているが、50年以上も続く中で保証制度にも歪みが出てきている。その中でも大きな問題とされているのが、金融機関のモラルハザードを引き起こしたことである。100%保証は金融機関に保証協会依存体質を発生させ、金融機関の審査力不足は近年の高代位弁済率の要因ともなった。これは構造的な問題であり、金融機関だけを責めることは酷である。金融機関のモラルハザードを解消するためには、信用保証制度そのものを改革する必要がある。

そこで提案したいのが保証割合の低減である。日本の100%保証は世界的に見ても希で、アメリカの中小企業庁では最大85%の保証、ドイツの復興金融公庫では最大80%の保証となっている。また保証金額自体も欧米では日本と比較すると少なくなっている^{*14}。

アメリカでは2004年の保証承諾が約75,000件で金額にして約125億ドル、ドイツでは2003年の保証承諾が約46,000件で金額にして約100億ユーロとなっており（アメリカでの利用率は4.5%，ドイツでの利用率は0.6%である。），日本の保証承諾額および保証利用率は欧米と比較するとかなり高い（2005年度、日本では保証承諾が約13兆円、保証利用率が約10%）ことが分かる。

具体的な、保証割合については政府の審議会および国会の委員会に委ねる必要があるが、海外と

の均衡を図るとすれば、現行の100%保証から80%前度に低減されるべきであろう。

4. 3 信用保証協会の構造改革

3章で示したとおり、信用保証協会には隠れた闇の部分が存在する。その部分にメスを入れ、信用保証協会は真の中小企業のために機能する公的機関として生まれ変わらなければならない。そのためにも、信用保証協会の統廃合を実施することが必要である。

現在、我が国には52の信用保証協会が組織されており、各々のテリトリーが法律によって守られ独占的に業務を行っている。ところが、保証協会の業務は法律によって詳細に定められているので、多少の地域差はあれど業務内容はほぼ全国一律であり、保証協会を全国に細分化して配置するメリットはあまり見当たらない。寧ろ地域に密着しがちのことにより害悪が発生していると見た方が正しいくらいである（地方議員による口利きや地方行政官僚の天下りなど）。

そこで信用保証協会をいくつか統合し、スケールメリットを生かせるよう再構築することを提案する。各協会で全く同じ業務を行っている総務、企画、電算、人事等の部署は統合することによって人員を大幅カット（現在全国で約6000人の協会職員がいるが、非現業部門に在籍する職員は、その内2割程いると予想される）することが可能であり、また役員についても現在の237名から200名以上を削減できる。例えば、全国の保証協会を8地区に統合したとして、そこに各々副会長、専務理事、常務理事、監事を置くとすれば32名で足りることになる。

国家公務員並の給与を受け取る1200人の協会職員（平均年収620万円^{*15}として総額で約74億円。なお、平成16年の国家公務員平均給与額は631万円^{*16}である）と多額の報酬を受け取る200人の協会役員（図表5-4参照。総額で約27億円）を削減することによって、人件費だけで実に年間100億円浮くことになる。これは驚くべき数値であろう。この巨額の人件費をただ天下り先を確保する

ためだけに支出しているとしたら本当に国民を愚弄しているとしか言いようがない。

これは職員・役員への人件費のみに限定しているのだが、支出する費用はこれだけに収まるはずもなく、全国に保証協会が整備されてからの約50年間に、一体いくら無駄な支出がされてきたのか考えるだけで恐ろしくなる。

これまで信用保証協会は、行政と金融機関ばかりみてきた感が否めない。これからは、国民及び日本経済のために尽力すべきである。

5. むすび

この論文では信用保証制度についての批判に多くの時間をかけ、保証協会のプラスの面について十分研究することができなかった。両者の比較検討を踏まえた上でより深い議論をすることが必要である。

信用保証協会と共に信用補完制度を担ってきた中小企業金融公庫が、2度の組織改革を経て、近い将来3度目の組織改革が行われることが決定した。これと比べると、信用保証協会の改革ははなはだ不充分である。保証料の弾力化による収支改善^{*17}や回収会社への求償権回収委託^{*18}などは第3章にあげた問題の抜本的な解決策にはなっていない。パートナーたる公庫同様、信用保証協会も根本的な組織改革が不可避である。

金融機関は中小企業金融公庫や信用保証協会に自らの不良債権を押しつけ、また信用保証協会や中小企業金融公庫も自らの収支赤字を国民に押しつけている。誰も責任を取ることもなく平然としているこの構造を根本的に転換するためには、三者に自己責任を課す必要がある。しかし、それは個別に行うのではなくどこかにほころびが生じ、同じ誤ちの繰り返しにもなりかねない。そこで法律で定め、実行性のある政策が求められることになる。

参考文献等

①書籍

- ・ 家森信善, 2004, 『地域金融システムの危機と中小企業金融』千倉書房
- ・ 国民金融公庫総合研究所, 1999, 『ポストビッグバンの中小企業金融』中小企業リサーチセンター
- ・ 信用保証連合会, 1996, 『信用保証(第二版)』金融財政事情研究会
- ・ 江口浩一郎, 2005, 『信用保証(第三版)』金融財政事情研究会
- ・ 星岳雄, アニル・カシャプ, 2006, 『日本金融システム進化論』(訳) 鰐淵晋 日本経済新聞社
- ・ 藤下史郎, 武士侯友生, 2006, 『中小企業金融入門』東洋経済新報社
- ・ 斎藤正, 2003, 『戦後日本の中小企業金融』ミネルヴァ書房
- ・ J. E. スティグリツ, B. グリーンワルド, 2003, 『新しい金融論』(訳) 内藤純一, 家森信善, 東京大学出版会
- ・ 忽那憲司, 1998, 『中小企業金融とベンチャーファイナンス』東洋経済新報社
- ・ 中小企業庁, 各年度, 『中小企業白書』財務省印刷

②論文

- ・ 信用保証協会連合会, 2004, 「日本の信用保証制度」アドレス (www.zensinhoren.or.jp/file/jpamph04.pdf)
- ・ 竹澤康子, 2004, 「中小企業円滑化策と倒産・代位弁済の相互関係」アドレス (www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis087a.pdf)
- ・ 中小企業金融公庫, 2005, 「欧米主要国の中企業向け政策金融」アドレス (www.meti.go.jp/committee/materiais/downloadfiles/g50127a42j.pdf)
- ・ 田原宏, 2004, 「信用保証制度を巡るリスクシェアリングの論点」アドレス (www.jasme.go.jp/jpn/result/16_53.pdf)
- ・ 大貫繁樹, 2006, 「制度改革で中小企業金融の担い手の潜在能力をフル引き出す」, 金融財政事情2006年5月15日号掲載, 金融財政事情研究会
- ・ 小野有人, 2006, 「資金調達環境の急激な悪化はない」金融財政事情2006年5月15日号掲載, 金融財政事情研究会
- ・ 平野千高, 2006, 「保証料率の弾力化スキーム」銀行実務2006年7月号掲載, 銀行研修社
- ・ 忽那憲司, 2003, 「我が国信用保証制度の改革の方

向性を巡って」

信用保険月報2003年1月号

- ・ 村本孜, 2003, 「中小企業金融の現状と今後の方向」
信用保険月報2003年9月号
- ・ 家森信善, 2003, 「21世紀における中小企業金融と
信用保証制度のあり方」
信用保証102号
- ・ 江口浩一郎, 2002, 「時代の要請に応じて中小企業
金融の円滑化に寄与する」
金融財政事情2002年4月8日号, 金融財政事情研究
会
- ・ 五十嵐久, 2006, 「第三者保証人の原則非徵求」
銀行実務2006年7月号掲載, 銀行研修社

③ウェブページ

- ・ 信用保証協会連合会ホームページ
アドレス (www.zenshinhoren.or.jp/)
- ・ 中小企業金融公庫ホームページ
アドレス (www.jasme.go.jp/)
- ・ 中小企業庁ホームページ
アドレス (www.chusho.meti.go.jp)
- ・ 信用保証協会厚生年金基金ホームページ
アドレス (www.pfund.or.jp)
- ・ 日本銀行ホームページ
アドレス (www.boj.or.jp/)
- ・ 人事院ホームページ
アドレス (www.jinji.go.jp)

【注】

- * 1 現在では、独立系ノンバンクにも信用保証業務が解禁され、名称独占となった。
- * 2 江口浩一郎, 2005, 『信用保証（第三版）』10ページ～12ページ参照
信用保証制度は信用保証協会の支払い能力の維持および信用力強化の役割を担う。

- * 3 世界大恐慌は1929年にアメリカで起こり、世界中に広がった。
- * 4 愛媛県で例に挙げると、鮮魚卸売の（株）ヨンキュー
や食品製造販売の一六グループ（両社とも年商は数百億円にものぼる。）
- * 5 信用保証協会ウェブページ「保証実績の推移」参照
- * 6 政府は金融機関貸し渋り対策として、1998年より20兆円の保証別枠を創設した。
- * 7 2000年より市場型直接金融（社債）を保証対象とするため法改正が行われた。
- * 8 2006年度より保証料の弾力化により保険料、保証料とも設定額の幅が広がった。
- * 9 中小企業庁ウェブページ「信用補完制度の現状と課題」参照
- * 10 日本経済新聞、2005年11月23日付を参考
- * 11 以前より忽那助教授は問題を指摘してきたが、今回それが顕著に現れることとなった。
- * 12 大貫繁樹, 2006, 「制度改革で中小企業金融の担い手の潜在能力をフルに引き出す」参照。海外では保証率は、一般に50%～80%に設定しているところが多い。
- * 13 江口, 2005, 『信用保証（第三版）』, 495ページ参照
- * 14 中小企業金融公庫, 2005, 「欧米主要国の中企業
向け政策金融」参照
産業基盤整備機構, 2003, 「欧州の信用保証機関に
関する調査」参照
- * 15 信用保証協会厚生年金基金ウェブページ、「基金だ
より」参照
- * 16 人事院ウェブページ、「公務員の給与」参照
- * 17 平野千高, 2006, 「保証料率の弾力化スキーム」参照
保証料率の弾力化は、中小企業側にリスクを負わせるためとの見解もある。
- * 18 しかし実際は回収率は年々悪化しており回収サービ
サーは機能不十分である。